記 者 発 表 資 料 令和元年 9 月 2 日 企業局水道経営課 担当:大沼・稲村 電話:022-211-3430

宮城県上工下水一体官民連携運営事業「みやぎ型管理運営方式」の 実施方針素案の公表について

1 概要

「みやぎ型管理運営方式」については、現在、実施方針*1策定に向け、制度設計を進めておりますが、実施方針の原案となる「実施方針素案」について、県条例に基づく「宮城県民間資金等活用事業検討委員会」(PFI検討委員会)の審議を経て取りまとめましたので、本日から水道経営課ホームページで公表いたします。

※1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆる P F I 法第5条に基づき作成されるもので、特定事業の選定及び民間事業者の選定を行おうとするときに地方公共団体等が定める方針。実施方針に記載される内容は法定されている。

2 公表資料

「宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)実施方針(素案)」

なお,参考資料として,説明資料,説明資料(資料編),事業概要資料も合わせて掲載しております。

3 パブリックコメント

9月2日から、本素案に対するパブリックコメントを開始します。

- (1) 日時 令和元年9月2日(月)から令和元年9月30日(月)まで
- (2)場所 水道経営課ホームページ

水道経営課

本庁県政情報センター

各地方振興事務所県政情報コーナー(仙台地方振興事務所を除く)

4 今後の予定

- 10月上旬 意見のとりまとめ
- 10月下旬 宮城県民間資金等活用事業検討委員会で審議
- 11月議会 「公営企業の設置等に関する条例」改正案**2を提案 議決後、「実施方針の策定及び公表」
- ※2 コンセッション方式の場合は、条例により実施方針を定める必要がある。条例に記載される内容 は法定されており、企業局では、「公営企業の設置等に関する条例」を改正し、内容を盛り込む予定 である。